

平成25年分 所得税確定申告のご準備を・・・

T F S 国際税理士法人 TEL : 03-3225-6400 (代)
FAX : 03-3225-6405 (代)

立春とは申せ、まだまだ寒い日が続いております。

いよいよ、所得税確定申告の時期が近づいて参りました。

毎年、当社にて所得税確定申告を担当させていただいているお客様には、正しい所得税確定申告のため、**2月15日(土)までに**、下記資料をご確認(ご準備)いただきますよう、お願い申し上げます。

また、当社での**確定申告相談をご希望の皆さま**、**株や土地を売った(買った)皆さま**、**初めて確定申告が必要となる皆さま**・・・お手元にある資料をご確認のうえ、**どうぞお気軽にお電話くださいませ。**

平成25年に**贈与を受けた皆さま**、贈与税の確定申告も3月17日までですので、ご注意ください。

また、**役員、社員、ご親族、ご家族の皆さま**からの確定申告相談も、お気軽にお寄せくださいませ。

1. 確定申告のための申告基礎資料

行	確認(準備)していただく書類	提出資料(部数)	受渡日	チェック
1	(昨年書面で申告した方に限ります)税務署から送付された申告書等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
2	源泉徴収票	①給与所得に係るすべての源泉徴収票	有(部)・無	<input type="checkbox"/>
		②年金に係るすべての源泉徴収票	有(部)・無	<input type="checkbox"/>
		③退職所得に係るすべての源泉徴収票	有(部)・無	<input type="checkbox"/>
3	配当金の支払調書・支払通知書・配当金計算書など	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
4	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
5	保険の満期返戻金・解約金などの計算書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
6	配偶者及び家族の源泉徴収票	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
7	国民健康保険の領収書、国民年金・年金基金の控除証明書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
8	小規模企業共済等掛金の払込証明書・領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
9	生命保険料の控除証明書(介護医療・個人年金保険料を含む) (すべての控除証明書をご提出ください。)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
10	地震保険料の控除証明書(旧長期損害保険料を含む)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
11	医療費の領収書(介護保険サービス料を含む)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
12	寄附金の受領証(領収書)・証明書(税額控除の証明書など)(※1)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
13	住宅ローンの年末残高証明書(※2)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
14	増改築等を行った場合の増改築等工事証明書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
15	市区町村・都道府県から発行された住宅耐震改修証明書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>

※1 受領証のほか、「税額控除に係る証明書」等の書類が寄附先団体から交付されている場合は、併せてご用意ください。

※2 平成25年中に住宅を新築・購入又は増改築した場合は、登記事項証明書や売買(請負)契約書などの書類も必要です。

2. 不動産所得関連の申告資料

行	確認(準備)していただく書類	提出資料(部数)	受渡日	チェック
1	賃貸収入の明細書・契約書、帳簿等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
2	固定資産税通知書(固定資産課税証明書)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
3	借入金・支払利子の明細(借入金の返済予定表)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
4	賃貸物件の火災保険の領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
5	賃貸物件に係る修繕費の請求書・領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
6	地代その他経費と思われる領収書等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>

3. 不動産の売却・損害・贈与・国外財産に関するお願い

(1) 平成25年中に不動産(土地・建物等)の売却(又は買換え)や、株式等の売却があった場合

(2) 平成25年中に災害や盗難などにより損害を受けた場合

(3) 平成25年中に金銭その他の贈与を受けた場合

(4) 平成25年12月31日時点で国外に5,000万円を超える財産(不動産、預貯金、有価証券など)を有する場合

※上記に該当する場合は、申告に必要な書類や手続きなどが複雑ですので、速やかにご連絡ください。

4. 当事務所からの連絡事項

--